

工事請負契約の締結について

藤沢市南市民図書館等の暫定移設に伴う工事に係る負担について、次のとおり協定を締結する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 協定の相手方
東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役 星野 晃司
- 2 負担金の概要
南市民図書館等暫定移設工事に係る負担金
- 3 負担金額
249,480,000円
- 4 工事の場所
藤沢市南藤沢21番1号 江ノ電第1ビル
ODAKYU湘南GATE（旧小田急百貨店藤沢店）6階
- 5 期 間
議決の日着手
2019年（平成31年）5月31日完了予定

提案理由

藤沢市南市民図書館及び藤沢市民ギャラリーの暫定移設に伴う工事に係る費用を

負担する協定を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。